

地域資源活用型農業チャレンジ事業補助金

(耕畜連携推進対策・市内産粗飼料流通支援対策・市内産粗飼料活用対策)

交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、地域資源活用型農業チャレンジ事業補助金の交付について、福岡市補助金交付規則及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 飼料及び飼料原料は多くを輸入に依存していることから、飼料の地域資源活用に係る取組みを支援し、国際情勢の影響を受けにくい畜産業への転換を図ることを目的とする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 事業種類、事業内容、事業実施主体、採択基準、補助対象経費、補助率及び採択件数は、別表1のとおりとする。

(実施計画書の提出)

第4条 別表の事業種類に掲げるもののうち、耕畜連携推進対策の補助金の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、実施計画書が提出されたときは、当該実施計画書が別表1に定める採択基準を満たすことについて、別表2に定める審査基準に基づき審査をするものとする。

3 市長は、前項の審査の結果が60点以上であり、採択基準を満たすと認めたときは、当該実施計画書を採択し、その旨を様式第2号により申請予定者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別表の採択件数に掲げる件数を超えて実施計画書の提出があったときは、審査結果が上位の実施計画書を採択するものとする。

5 実施計画書を採択しなかったときは、市長はその旨を様式第3号により申請予定者に通知するものとする。

(交付額の決定)

第5条 補助額は予算の範囲内で市長が決定し交付する。補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付決定前の着工)

第6条 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が交付決定前に事業を着工（資材等の発注を含む。）する必要がある場合には、申請者は、その理由を明記した補助金交付決定前着工届（様式第4号）を市長に提出し、協議しなければならない。この場合において申請者は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

附 則

(施行期間等)

- 1 この要領は令和7年9月18日から施行する。
- 2 この要領は令和8年3月31日をもって廃止する。

別表 1 （第 3 条、第 4 条関係）

事業種類	耕畜連携推進対策	市内産粗飼料活用対策	自給飼料生産効率向上対策
事業内容	以下のいずれかに該当する事業 ・ 畜産農家からの飼料生産受託 ・ 耕種農家と連携した飼料作物生産又は販売（無償譲渡を含む。以下同じ。） ・ 畜産農家と連携した堆肥生産又は販売 ・ その他耕畜連携の推進に係る取組みとして市長が認めるもの	地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）により生産された市内産粗飼料を家畜に給与することで、飼料の地域資源活用を図るもの。	土壌分析結果に基づく施肥等を行い、自給飼料作物の収量の安定及び向上を図るもの。
事業実施主体	以下のいずれかに該当する者 ・ 市内に住所地又は畜舎所在地を有する酪農家及び肉用牛生産者 ・ 市内に住所地を有する耕種農家及び飼料生産組織 ・ その他市長が適当と認める者	市内に住所地又は畜舎所在地を有する酪農家及び肉用牛生産者	市内に住所地又は畜舎所在地を有する酪農家及び肉用牛生産者
採択基準	(1) 市内の耕種農家又は畜産農家と連携した取り組みであること。 (2) 飼料作物の生産を行う場合は、以下の全てを満たしていること。 ・ 主として市内で生産すること。 ・ 自家消費量及び市外畜産農家への販売量の合計が、市内畜産農家向け供給量の合計を超えないこと。 (3) 本事業終了後も、耕畜連携推進の取組みを継続する計画を有していること。 (4) 前年度に引き続き同事業を実施する場合は、前年度の取組みを10%以上拡充すること。	地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）により生産された市内産粗飼料を当該事業で連携していない者が飼養する家畜に給与すること。	・ 本事業の実施により、自給飼料作物の収量の安定及び向上が図られる、又はその見込みがあること
補助対象経費	・ 施設設備の整備に係る経費 ・ 機械の導入に係る経費 ・ 資材の購入に係る経費 ・ その他市長が特に必要と認める経費	地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）により生産された市内産粗飼料の購入経費	・ 飼料作物の種子、肥料その他の飼料生産に必要な資材購入経費 ・ 土壌分析に係る経費 ・ その他市長が特に必要と認める経費
補助率	1/2以内	定額（25円/kg）	1/2以内
採択件数	2件予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内

別表 2 （第 4 条関係）

審査基準	評価項目	配点	採点基準
事業内容	①飼料生産 ②飼料販売 ③堆肥生産 ④堆肥販売 ⑤作業受託	20点	該当する項目 1 つごとに4点 ※「その他耕畜連携の推進に係る取組みとして市長が認めるもの」については、10点を上限とし、その他の項目との合計が20点を超えない範囲で採点
連携の相手方	①耕種農家 ②畜産農家 ③飼料生産組織 ④ 3 件以上 ⑤市内	20点	該当する項目 1 つごとに4点
事業効果	①地域資源の活用 ②耕畜の連携強化 ③耕種農家の経営改善 ④畜産農家の経営改善	40点	各項目につき10点を上限として採点
今後の展望	①補助終了後の事業継続性 ②事業の採算性	20点	各項目につき10点を上限として採点

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

氏名・名称

地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）の実施計画について、地域資源活用型農業チャレンジ事業補助金交付要領第４条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 事業実施主体

氏名・名称

業種 ☐ 耕種農家 ☐ 畜産農家 ☐ 飼料生産組織 ☐ その他 ()

*該当するものをすべてチェックすること。その他については内容を記載すること。

2 事業実施主体所在地

3 事業内容

- ☐畜産農家からの飼料生産受託
☐耕種農家と連携した飼料作物生産又は販売
☐畜産農家と連携した堆肥生産又は販売
☐その他（ ）

*該当するものをすべてチェックすること。その他については内容を記載すること。

4 事業の目的

5 事業実施場所

6 連携の相手方

□耕種農家 _____ 件

□畜産農家 _____ 件

□飼料生産組織 _____ 件

□その他（ ） 件

*該当するものをすべてチェックすること。その他については内容を記載すること。

*チェックした項目については、連携する件数を記載すること。

7 事業内容詳細

* 耕畜連携に関する取組内容及び実施スケジュールを記載すること。

8 事業効果（見込み）

*事業実施主体及び連携の相手方における効果を記載すること。

*経済効果が見込まれる場合はその金額もあわせて記載すること。

9 事業費（見込み）

	事業費（円）	うち消費税額（円）
施設設備の整備		
機械の導入		
資材の購入		
合計		

＊補助の対象となる経費すべてについて記載すること。

＊見積書を添付すること。

10 今後の展望

＊補助事業終了後（次年度以降）の事業の展望（継続性、採算性等）について記載すること

(様式第 2 号)

農振第 号
令和 年 月 日

地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）実施計画採択通知書

様

福岡市長 高島 宗一郎
(農林水産局総務農林部農業振興課)

令和 年 月 日付をもって提出された地域資源活用型農業チャレンジ事業の実施計画書について、下記のとおり採択することに決定しましたので、地域資源活用型農業チャレンジ事業補助金交付要領（以下「要領」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき通知します。

つきましては、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）第 4 条及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申請をお願いします。

記

1 採択された計画内容

2 補助金内示額

3 提出書類について

- (1) 補助金交付申請書（規則様式第 1 号）
- (2) 事業計画説明書（要綱様式第 1 号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第 2 号）
- (4) 同意書（要綱様式第 12 号）
- (5) 同意書（要綱様式第 14 号）
- (6) 整備する施設・設備、導入する機械又は購入する資材の見積書

4 申請期限

令和 年 月 日

5 その他

- (1) この通知は補助金の交付を決定するものではないため、交付決定前に着手した事業については補助の対象外となることに留意すること。
- (2) 交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要領第 6 条の規定に基づき補助金交付決定前着工届を提出の上、協議すること。

(様式第3号)

農振第 号
令和 年 月 日

地域資源活用型農業チャレンジ事業（耕畜連携推進対策）実施計画不採択通知書

様

福岡市長 高島 宗一郎
(農林水産局総務農林部農業振興課)

令和 年 月 日付をもって提出された地域資源活用型農業チャレンジ事業の実施計画書について、地域資源活用型農業チャレンジ事業補助金交付要領第4条第3項に基づく審査の結果、不採択となりましたので、同要領第4条第4項の規定に基づき通知します。

補助金交付決定前着工届

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

氏名・名称

地域資源活用型農業チャレンジ事業について、次の条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

記

事業実施 主体名	事業内容	事業量	事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理由